

第 40 回

駅前放置自転車クリーンキャンペーン報告書

令和 5 年 10 月実施

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会

はじめに

駅前放置自転車クリーンキャンペーンは、都、区市町村、関係機関・団体が広く都民に放置自転車問題を訴え放置防止への理解と協力を得るために、全都一斉に実施している広報・啓発活動であり、昭和59年の開始以来、今回で40回目となりました。

自転車は、手軽で便利な移動手段として多くの人々に利用されています。加えて、環境にやさしく、健康増進にも役立つ乗り物として親しまれています。反面、心ない利用者により駅周辺に放置され、歩行者の通行や災害時の緊急活動の妨げとなったり、街の美観を損ねたりなど、依然として社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、事業者に対して、顧客や従業者等のための自転車駐車場の確保等を努力義務としているほか、従業者への研修や情報提供等を行う自転車安全利用推進者の選任についても定めています。また、「東京都自転車安全利用推進計画」では駅前放置自転車台数の目標を定めており、平成28年度から令和2年度までの計画期間について、目標 20,000 台以下に対して 19,487 台（令和2年実績）と目標を達成し、新たに、令和3年5月に同推進計画を改定し、1万5千台以下（令和7年中）とする目標を掲げています。

官民一体となって実施するこのキャンペーンにより、都内の自転車等の放置台数（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）は、ピーク時（平成2年）の約 24.3 万台から令和4年は約 1.7 万台まで着実に減少しています。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みが求められる中、本キャンペーンにおいても、「新しい日常」に即した広報・啓発の方法を模索しながら、関係機関・団体が一丸となって活動しました。また、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）でも連携し、首都圏全域で一斉にキャンペーンを展開しました。

本キャンペーンの実施にあたり、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会の機関・団体のみなならず、関係団体や個人に至るまで、幅広い立場の方々にご協力いただきましたことを心より御礼申し上げます。

令和6年3月

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会事務局
（東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 総合推進課）

目 次

	頁
第1 第40回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ	1
第2 活動の記録	
1 キャンペーンポスター・リーフレット	2
2 広報紙等（都・区市町村）	4
3 広報紙等（構成団体・協力団体）	38
4 その他の広報活動	52
第3 クリーンキャンペーンの実績	
1 区市町村	
(1) 推進体制	56
(2) 区市町村別キャンペーン実施期日	58
(3) 区市町村別駅頭活動実績	59
(4) 区市町村別駅別撤去台数	60
(5) 区市町村別広報媒体別実績（その1）	65
(6) 区市町村別広報媒体別実績（その2）	66
2 関係機関・団体	
(1) 広報紙等への掲載	69
(2) ポスター、リーフレット、PR用配布品の作成（独自作成）	71
(3) ポスター（都作成）の掲出（電車中吊・バス車内、駅構内）	71
(4) ポスター（都作成）の掲出（関係機関・団体）	72
(5) 車内・駅構内放送	73
(6) 駅頭活動	74
(7) その他の活動	75
3 知事感謝状の贈呈	77
第4 要綱等	
1 第40回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱	78
2 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱	82
3 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施の概念図	87
4 令和5年度 首都圏放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱	88
5 首都圏放置自転車対策協議会設置規約	89

第 1

第 40 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ

- 1 実施期間：令和 5 年 10 月 22 日（日）から 10 月 31 日（火）までの 10 日間
- 2 実施主体：東京都、区市町村（島しょを除く。）、国土交通省、警視庁、東京消防庁、JR 東日本、私鉄各社、バス・タクシー事業団体、商工業団体、高齢者団体、障害者団体、消費者団体、学校関係団体、交通安全普及団体等
- 3 統一標語：「自転車の代わりに置こう 思いやり」

4 活動結果

(1) 広報活動

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、各機関・団体がそれぞれの役割に応じて多様な広報媒体を活用して広報活動を実施した。

ア 印刷物の掲示・配布

- ・ポスター 都：39,240 枚作成、区市町村：140 枚作成
JR・民鉄・都営交通駅構内、バス営業所（718 箇所、1,155 枚）、
電車・バス車内（15,477 箇所、16,027 枚）、学校、関係機関・団体（3,408 枚）
等に掲示
- ・リーフレット 都：129,972 枚、区市町村：1,870 枚作成
通勤・通学等自転車利用者、学校等に配布
- ・注意・警告札 63,888 枚 放置自転車に取付け
- ・広報紙、機関紙等 6,309,983 部 区市町、鉄道・バス会社、交通安全協会、商工業団体他

イ PR 用品等

- ・看板 1,047 枚 3 区、3 市
- ・横断幕 39 枚 4 区、5 市
- ・のぼり旗、活動品 1,019 枚 14 区、13 市

ウ その他の媒体

広報車、駅構内放送、庁内放送、防災無線放送、FM 放送、ケーブルテレビ、商店街放送、デジタルサイネージ、公式ホームページ、SNS、メールマガジン、バス車内広告

(2) 駅頭広報・撤去活動

広報実施駅数：実数	129 駅	（区部 77 駅、市部 52 駅、町村部 0 駅）
延日数	368 日	（区部 185 日、市部 183 日、町村部 0 日）
撤去実施駅数：実数	496 駅	（区部 373 駅、市部 117 駅、町村部 6 駅）
延日数	2,430 日	（区部 1,730 日、市部 687 日、町村部 13 日）
撤去台数：	6,773 台	（区部 6,029 台、市部 740 台、町村部 4 台）
広報・撤去活動参加人員：延	11,311 人	（区部 6,854 人、市部 4,431 人、町村部 26 人）
自動車動員台数：	延 1,649 台	（広報車 82 台、トラック 1,538 台、その他 29 台）

5 首都圏放置自転車対策協議会の活動

同協議会加盟の 3 県 5 政令都市（埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）において、クリーンキャンペーンを協力して実施した。

第2-1 キャンペーンポスター・リーフレット



■ポスター（縦）

B 1判	1,171枚
B 2判	1,241枚
A 3判	2,107枚
A 4判	7,675枚

(駅構内・公共施設等へ掲示)



■ポスター（横）

B 3判	27,046枚
------	---------

(電車・バス車内等へ掲示)

■リーフレット

A5判

両面 ニツ折

129,972枚 (都内駅頭等で配布)

自転車は駐輪場や 決められた場所に置きましょう

Please park your bicycle in a bicycle parking lot or designated area.



都内では、1.7万台を上回る(令和4年度調査)自転車が駅周辺に放置され、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、街の美観を損なっています。また、放置自転車の処理には、たくさんの税金が使われており、見過ごすことのできない社会問題です。

According to a FY2022 survey, there are more than 17,000 bicycles illegally parked around stations in Tokyo. Along with obstructing the passage of pedestrians and emergency vehicles, they also spoil the town's beauty. This is a social problem that cannot be ignored as much tax revenue is also spent on dealing with illegally parked bicycles.

**駅前放置自転車クリーンキャンペーン
に関しては、こちらのサイトまで!**

Visit the website below to learn more about this activity.



サイトURL
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/houchi/
駅前放置自転車クリーンキャンペーン



駐輪場情報が検索できます!
Search for bicycle parking lots online.

リサイクル適性 A このリーフレットは、資源物の一部として、資源物としてリサイクルされます。石浜高層ビルを主な回収先として利用しています。



**自転車の
代わりに置こう
思いやり**

Leave behind your thoughtfulness, not your bicycle.

The 40th Bicycle Clean-Up Campaign
**駅前放置自転車
クリーンキャンペーン**

2023年10月22日(日)~10月31日(火)

東京都 東京都・区市町村・駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会・警視庁

あなたの自転車は、みんなの 社会全体で自転車の安全で

Could your bicycle be a
Let's make safe and proper use of

迷惑になっていませんか? 迷惑になっていませんか? 迷惑になっていませんか? 迷惑になっていませんか?

headache for everyone else?
bicycles a community effort.





放置自転車は歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。

Illegally parked bicycles block sidewalks and obstruct pedestrian passage.



駅前を雑然とさせ、街の美しさを損ないます。

Illegally parked bicycles clutter the station area and obstruct the beauty of the town.



点字ブロックは、目の不自由な方の歩行案内です。ふさがないでください。

Tactile paving provides guidance for the visually impaired. Please do not park bicycles on tactile paving.



災害時の避難、消防やパトカーなどの緊急車両の通行の妨げとなります。

Illegally parked bicycles hinder evacuation in times of disaster and obstruct the passage of emergency vehicles including fire engines and police cars.



安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。

Illegally parked bicycles obstruct the safe and smooth flow of traffic and can cause congestion around the station.



事業者は従業員や顧客の駐輪場所を確保し、駐輪場の利用を勧めてください。

Businesses should provide bicycle parking for their employees and customers, and encourage their use.

第2-2 広報紙等(都・区市町村)

都の広報紙・情報誌等

(ホームページ掲載イメージ)

東京都生活文化スポーツ局
Bureau of Citizens, Culture and Sports

背景 白黒 文字サイズ 縮小 標準 拡大 直声読み上げ Language 翻訳総合ホームページ

サイトマップ 検索

地域活動・多文化共生 男女平等参画 法人の認定等 パスポート 都民安全 消費生活 私立学校 文化振興 スポーツ推進

トップページ > 都民安全 > 交通安全対策 > 自転車総合対策 > 放置自転車対策 > 放置自転車対策

都民安全

- 都民安全・治安対策
 - トピックス
 - 推進体制の整備
 - 防犯設備の整備促進
 - 防犯ボランティアの活動支援
 - 子供の安全対策
 - 再犯の防止等の推進
 - 少年非行に関すること
 - 有害情報等からの保護
 - 身近な犯罪の防止対策
 - 外国人に関すること
 - 暴力団排除
 - 街の安全みまもり
- 交通安全対策
 - トピックス
 - 交通安全運動・キャンペーン
 - 高齢者交通事故防止対策
 - 自転車総合対策
 - 電動キックボードの安全利用
 - 交通渋滞対策
 - 震災時等情報提供
 - 歩行者シミュレータの利用案内
 - 交通安全DVDの貸出
 - 交通事故相談
- 若年支援
 - トピックス
 - 子供・若者の自立等支援体制整備
 - 青少年健全育成条例の運用
 - 地域における青少年の健全育成事業
- ポスター・リーフレット等・広報動画
 - ポスター・リーフレット等
 - 広報動画
- その他
 - 所管条例・規則
 - 調査・計画
 - 会議等
 - リンク集(関連窓口・団体等)

放置自転車対策

更新日：令和5年(2023)9月28日

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

第40回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します ～自転車の 代わりに置こう 思いやり～



東京都は、放置自転車問題を広く都民に訴え、放置防止の行動に繋がってもらうため、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関と連携・協力して実施しています。昭和59年に開始したこのキャンペーンは今年40回目を迎え、放置自転車等の台数が最も多かった平成2年(約24万3千台)以降、着実に放置台数を減少させてきました。昨年度の調査※1では約1万6千台の自転車が駅周辺に放置され、歩行者の通行の妨げとなるほか街の美観が損なわれるなど、依然として社会問題となっています。今年もキャンペーン標語「自転車の 代わりに置こう 思いやり」のもと、駅前放置自転車台数1万5千台以下※2を目指し、取り組んでいきます。

- 実施期間**
令和5年10月22日(日)から10月31日(火)まで
- 実施主体**
東京都、区市町村(島しょ部を除く)
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会の構成団体・協力団体
計87団体※3
- キャンペーン統一標語**
『自転車の 代わりに置こう 思いやり』※4
- 実施内容**
 - 1) 広報活動
 - ・啓発ポスターの掲示(公共施設、駅構内、電車・バス車内など)
 - ・街頭大型ビジョン、デジタルサイネージを活用した広報動画の放映
 - ・SNSを活用した事業告知
 - ▶ ポスターデータはこちら PDF [812KB] [P](#)
 - ▶ リーフレットデータはこちら PDF [1MB] [P](#)
 - ▶ 啓発動画はこちら [V](#)
 - 2) 区市町村による放置自転車の撤去活動等の強化



ポスター

(SNS 掲載イメージ)



東京都暮らし・住まい 公式X(旧Twitter)

X(旧Twitter)動画広告



Instagram動画広告



YouTubeインストリーム広告配信



自転車の放置はやめましょう

～自転車の 代わりに置こう 思いやり～

道路に自転車を放置すると、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者の通行を阻害することとなり、救急活動などの妨げになります。さらには、災害時の避難や救出活動の妨げにもなります。

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン
10月22日から31日までの10日間、都内で一斉に実施されます。区では期間中、東京都や各警察署などの関係機関と協力し、自転車の放置に対する指導や取り締まりを強化します。放置自転車をなくすため、皆様のご協力をお願いします。

駐輪場を利用しましょう
道路に自転車を放置せず、駐輪場をご利用ください。区では定期利用できる駐輪場を22カ所整備しており、その内15カ所では一時利用も可能です。一時利用の駐輪場については最初の2時間までは無料で利用できます。道路に自転車を放置した場合は注意・警告の上撤去し、保管所へ移送・保管します(返還の際は撤去・保管手数料として3,000円を徴収します)。

◎区立駐輪場について、詳しくは区庁舎をご覧ください。☎へお問い合わせください。

☎・放置自転車について
交通課交通対策係
☎(6278)8171

・駐輪場について
交通課交通施設係
☎(3546)5443



10月22日～31日 自転車の 代わりに置こう 思いやり 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

自転車 2000円
原動機付自転車 3000円

※受け取りには、本人確認書類と鍵が必要です。

撤去した自転車等の保管場所
撤去した場所により、一時保管場所が異なります。



自転車等を放置禁止区域
放置禁止区域に指定した場所での放置自転車は即日撤去します。



放置自転車の撤去
駅周辺で放置された自転車や通行の妨げとなる自転車は、警告後、一定の時間を置いて撤去します。自転車等駐輪場や公共交通機関をご利用ください。撤去した自転車は告示日の翌日から30日間、一時保管所で保管します。

撤去した自転車等の受け取りには、撤去手数料がかかります

美しい街、住みやすい街にするために、自転車利用のマナーを守り、自転車の放置はやめましょう。

問い合わせ 港区自転車対策コールセンター(受付時間: 祝日を除く月～金曜午前8時30分～午後7時30分) ☎050-2018-6352

各総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎7面欄外参照

現在のページ: [トップページ](#) > [赤坂地区総合支所](#) > 第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しました。

更新日: 2023年11月1日

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しました。

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンとは、東京都が放置自転車問題を広く都民に訴え、放置防止の行動に繋げてもらうため、関係機関と連携・協力して令和5年10月22日(日曜日)から同月31日(火曜日)まで、広報活動や撤去活動の強化を行うものです。

港区では、特に放置自転車が多い外苑前駅周辺で、令和5年10月24日(火曜日)に啓発キャンペーンを行いました。

活動の様子

当日は、東京都から派遣された「準仕防止啓発キャラバン隊」8名を含め、計30名の方々にご参加いただきました。



<https://www.city.minato.tokyo.jp/akasakamachizukuri/houchibicydeclean40.html>

1/2

ご参加いただいた皆様 (順不同、敬称略)

- ・赤坂警察署
- ・(株)ドコモ・バイクシェア
- ・芝園開発(株)
- ・東京地下鉄(株)
- ・青山外苑町会

よくある質問

「特によくある質問」は、登録されていません。

「よくある質問コンテンツ」をご活用ください。



お問い合わせ

所属課室: 赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係

電話番号: 03-5413-7038

ファックス番号: 03-5413-2019

法人番号: 8000020131032

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

電話番号: [03-3578-2111](tel:03-3578-2111) (代表) ファックス番号: 03-3578-2034

Copyright © Minato City. All rights reserved.

<https://www.city.minato.tokyo.jp/akasakamachizukuri/houchibicydeclean40.html>

2/2

自転車の代わりに置こう 思いやり

**10月22日～31日は駅前放置
自転車クリーンキャンペーン**

HPで詳しく



放置自転車問題を広く知っていただくため、関係団体にご協力いただき、四ツ谷・新宿・飯田橋・大久保・新大久保・新宿三丁目・高田馬場駅等でポケットティッシュの配布やポスターの掲出などを行います。

問合せ 交通対策課自転車対策係(本庁舎7階) ☎(5273) 4144

- 自転車を路上に放置すると
 - ▶ 道幅が狭くなり、人が通りにくくなります
 - ▶ バス・タクシーの乗降に影響します
 - ▶ 災害時に避難・救出活動の妨げになります
 - ▶ まちの景観を損ねます

- 撤去だけでは解決しません

- ▶ ルールとマナーを守って自転車を使しましょう



- ▶ 自転車は路上に放置せず、駐輪場等に止めましょう

(文京区)

文京区 X(旧Twitter)

区報ぶんきょう(令和5年10月10日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

10月22日(日)～31日(火)

駅周辺の放置自転車をなくすため、警察署等関係機関の協力を得て、自転車の適正な利用の啓発と放置自転車の撤去を重点的に実施します。

☎管理課交通安全係 ☎03-5803-1244

← 文京区 8,826件のポスト フォローする

ポスト 返信 メディア いいね

文京区 @bunkyo_tokyo · 10月15日

【お願い】駅周辺の放置自転車をなくすため、警察署等関係機関の協力を得て自転車の適正な利用の啓発と放置自転車の撤去を重点的にいきます。一人ひとりがルールとマナーを守り、他の方への思いやりを持って、放置自転車のない安全で美しいまちづくりにご協力をお願いします。

[city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/bus/...](https://city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/bus/)



(台東区)

ホームページ



音声読み上げ・文字拡大 Foreign Language アクセス

重要なお知らせ

暮らし・手続き 子育て・教育 生涯学習・図書館 スポーツ 健康・福祉 文化・観光・産業 防災・防犯 まちづくり 住宅・環境 区政情報 施設案内

トップページ > まちづくり・住宅・環境 > 自転車対策 > 放置自転車対策 > 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページID : 868742488 更新日 : 2023年10月5日 印刷

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します ～自転車の 代わりに置こう 思いやり～

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっています。区では令和5年10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)まで、東京都・鉄道事業者・警察署など関係機関の協力で「第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、広く放置自転車問題を訴え、放置自転車防止への理解・安全な自転車利用の啓発を図るとともに、放置自転車の撤去・移送を行っています。

放置自転車のない安全で住みやすい街になるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

東京都放置自転車対策ホームページ(外部サイトへリンク)
<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/houchi/>(外部サイト)

放置自転車対策

[自転車を放置しないでください\(自転車保管所のご案内\)](#)

[自転車を放置しないでください\(放置自転車指導整理区域のご案内\)](#)

厳選メニュー

子育て・若者支援

高齢・障害福祉

健康づくり

広報たいとう(令和5年10月5日)

自転車は安全に利用しましょう

●第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン
～自転車の 代わりに置こう 思いやり～

鉄道事業者・警察署など関係機関の協力で、広く放置自転車問題を訴え、放置自転車防止への理解・安全な自転車利用の啓発を図るとともに、放置自転車の撤去・移送をおこないます。

放置自転車のない安全で住みやすい街になるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

▷期間 10月22日(日)～31日(火)

▷問合せ 交通対策課自転車対策担当
TEL (5246) 1305

●自転車安全利用講習会

▷日時 ①12月3日(日)午前10時30分 ②3日(日)午後1時 ③7日(木)午後7時 ④10日(日)午前10時30分 ⑤10日(日)午後1時 ⑥13日(日)午後7時

▷場所 区役所10階会議室

▷対象 15歳以上で区内に住居登録のある方(中学生を除く)

▷定員 各60人(抽選)

▷申込方法 電子申請が往復はがさに希望日時(①～⑥)・住所・氏名・生年月日・電話番号を書いて問合せ先へ

※重複申込みは無効となります。

※受講者は、来年度自転車書場抽選の際に優遇されますが、当選を約束するものではありません。

▷申込締切日 10月31日(火)(必着)

▷問合せ 〒110-8615
台東区役所交通対策課交通対策担当
TEL (5246) 1288

詳しくはこちら

ホームページ

江東区 ホーム

ホーム > くらし・福祉 > 交通 > 自転車 > 第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

2022年10月11日

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

「第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)まで行われます。

※東京都公式動画チャンネル「東京動画」の動画になります。

駅前では、約1.7万台(令和4年度実績)の自転車が無断で放置され、歩行者や緊急車両等の通行を妨げるとともに、景観を損なうなど社会問題となっています。こうした中、放置自転車問題を広く取り戻すため、関係機関が協力をし、本キャンペーンを実施します。

公共の場所に自転車を放置すると、歩行者等の通行の妨げとなります。快適・安心な歩道空間づくりにご協力をお願いします。

- 放置自転車は歩道をふさいで、歩行者の通行の妨げになります。
- 必ずフックは、自己所有の歩道内で行ってください。
- 安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。
- 駅前を綺麗にさせ、街の美しさを損ないます。
- 乗客等は治安員や駅員の取締場所を尋ね、取締場の利用を助めてください。
- 災害時の避難や、消防車、パトカーなどの緊急車両の通行の妨げとなります。

東京都生活文化スポーツ局健康安全課総務企画課ウェブサイト「放置自転車対策(外部サイトへリンク) (別ウィンドウで開きます)」も併せてご覧ください。

放置自転車とは

放置自転車とは、自転車(50cc以下の原動機付自転車を含む)の所有者が、自転車取締場以外の公共の場所において、自転車を置いて、置かずに移動させることができない状態のことを指します。置いてある期間は長短は関係ありません。

駅前啓発活動

～快適・安心な歩道空間づくりにご協力～

江東区で下記日曜・曜日に、自転車の放置防止の啓発活動を行います。各自とも午前15分頃から活動を始めます。(区民センター公民館内)

- 10月23日(月曜日) 東陽町駅前
- 10月24日(火曜日) 亀戸駅前
- 10月26日(木曜日) 清澄白河駅前

自転車コールセンター

放置自転車対策のご依頼や、撤去された自転車の照会など、放置自転車対策に関するご質問やお問い合わせを自転車コールセンターで受け付けています。

電話番号

03-6559-0599

コールセンター開設時間

午前9時から午後7時(年末年始を除く)

関連ページ

- 放置自転車対策の経緯(別ウィンドウで開きます)
- 放置自転車でお困りの方(別ウィンドウで開きます)
- 自転車を撤去された方(別ウィンドウで開きます)

お問い合わせ

土木部 総務交通課 自転車対策係 窓口：駅前センター4階4号
郵便番号135-8383 東京都江東区東陽4-11-28
電話番号：03-3647-4789
ファックス：03-3647-9287

江東区発行 法人番号：6000020131083
〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 電話番号：03-3647-9111 (代用)
Copyright © Koto City. All Rights Reserved.

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

自転車の代わりに置こう 思いやり

10月23日(月)から「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」として、自転車放置防止のPR活動を行います。公共の場所での自転車放置は、歩行者等の障害になり危険です。快適・安心な歩道空間づくりにご協力をお願いします。

時場 下表のとおり

大人のためのフックトーク
子どもを閉じこめる

18(土)

また、放置自転車の撤去依頼や、撤去された自転車の照会など、放置自転車対策に関するお問い合わせを自転車コールセンターで受け付けています。

「開設時間 午前9時～午後7時」

間地域交通課自転車対策係
☎(3647)4789
☎(3647)9287
FAX(3647)9287



場所	日程
東陽町駅	10/23(月)
西友東陽町店	
亀戸駅	10/24(火)
アトレ亀戸	
清澄白河駅	10/26(木)
赤札堂清澄店	
豊洲駅	10/27(金)
アーバンドックららぽーと豊洲	

問(年末年始を除く)
自転車コールセンター
☎(6659)8699



都と区では、10月22日～31日を第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施期間としています。駅周辺の放置自転車は、歩行者の通行の妨げとなり、特に高齢者や障害のある方の安全な通行を困難にしています。また、救急車等の緊急車両の通行や、災害時の避難・救助活動を妨げるほか、まちの景観を損なう等、社会問題となっています。一人ひとりが自転車利用のルールとマナーを守り、放置自転車をなくしましょう。

【問合せ】土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

(品川区)

広報しながわ(令和5年10月21日号)



自転車・バイク駐車のルールとマナー



自転車やバイクを道路などに放置すると、歩行者や車いす・ベビーカーなどの通行や救急車・消防車などの緊急活動の妨げになります。

区内23駅周辺の放置禁止区域内に自転車やバイクを置くと「即時撤去」の対象になります。
※区ホームページに区内全ての放置禁止区域を掲載しています。



道路のほか、公園や駅前広場などでも、駐輪し、その場を離れたら放置となり、撤去の対象になります。

← 品川区 5,087件のポスト フォローする

ポスト 返信 メディア いいね

品川区 @shinagawacity · 2023年10月22日
 <自転車の代わりに置こう 思いやり>
 10月22日から31日まで放置自転車クリーンキャンペーン期間です。道路上に自転車やバイクを放置すると、通行の妨げになり、危険です。自転車やバイクは道路などに放置せず、駐輪場を利用しましょう。

土木管理課 (電話: 03-5742-6786 FAX: 03-5742-6887)



品川区 X(旧Twitter)



トップページ > ようこそ目黒区 > 交通 > 自転車関連 > 目黒区駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

更新日：2023年11月6日
ID: 13333

目黒区駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

目次

- ・ 実施期間
- ・ 放置自転車の問題点
- ・ 自転車の利用
- ・ 駐輪場案内
- ・ 放置自転車啓発動画



実施期間

令和5年10月22日（日曜日）から10月31日（火曜日）までの10日間
10月23日（月曜日）中目黒駅前及び24日（火曜日）自由が丘駅前で、自転車の放置禁止を呼びかけます。

放置自転車の問題点

- ・ 歩道をふさぎ、通行の妨げになります。
- ・ 車の通行を妨げ、渋滞を招きます。
- ・ 災害時の避難や、緊急車両の通行の妨げになります。
- ・ 街の景観を損ねます。
- ・ 1台の放置自転車が、多数の放置自転車を招きます。

自転車の利用

- ・ 自転車は軽車両に該当します。停止線ではまる、信号を守る、スピードを出さないなど安全運転を心がけましょう。
- ・ 道路上や駅周辺に自転車放置せず、駐輪場や登録製自転車庫場を利用しましょう。
- ・ 万が一に備えて自転車保険に加入しましょう。

駐輪場案内

駐輪場は区内各駅周辺にあり、定期利用のほか、1日単位で利用できる駐輪場もあります。
[駐輪場（駅周辺）](#)

放置自転車啓発動画

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン啓発動画「自転車の代わりに置こう思いやり」
東京都作成の放置自転車啓発動画を掲載します。ぜひご覧ください。

[放置自転車啓発動画](#)

デジタルサイネージ掲示用メッセージ

第40回 目黒区駅前放置自転車クリーンキャンペーン
～自転車の 代わり置こう 思いやり～

目黒区からのお願いです。
路上に自転車を放置せず、駐輪場を利用しましょう！

掲出協力：東急電鉄

めぐろ区報（令和5年10月15日号）

自転車は 決められた場所に駐輪しよう

目黒区管理課自転車対策係 ☎5722-9444、☎5722-9636

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

10月22～31日に、駅前放置自転車クリーンキャンペーンとして、住区、町会・自治会、区内商店街と区内官公署、駅などでキャンペーンポスターを掲示し、自転車の放置禁止を呼びかけます（コード●）。

自転車の路上放置はやめましょう

- ・ 道路をふさぎ、通行の妨げになります
- ・ 歩行者が車道を通行し、危険な状態となります
- ・ 災害時の避難や、緊急車両の通行の妨げになります
- ・ まちの景観を損ねます
- ・ 1台の放置自転車が、多数の放置自転車を誘発させます

自転車は、環境に優しい便利な乗り物ですが、利用者のマナーによっては、危険で迷惑なものになってしまいます。道路上や駅周辺に自転車を放置せず、駐輪場や自転車置き場を利用しましょう。一人一人のちょっとした心遣いをお願いします。

6年度登録制自転車置き場の利用登録を受け付けます

受付期間 11月15日～12月28日（既在の利用者も登録が必要）
利用期間 6年4月1日～7年3月31日
対象の自転車置き場 中目黒駅、都立大駅

●駅から自宅・勤務先などが600m以内であり、通勤・通学などで自転車または50cc以下の一般原動機付自転車（ナンバープレートが水色のミニカーを除く。標識交付証明書等の写しが必要）の利用者（防犯登録が必要）

●手数料1台3,000円

●登録（コード●）で、申し込み
※スマートフォン・パソコンをお持ちでない方は、総合庁舎本館6階土木管理課自転車対策係の窓口へ

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日：2023年10月4日 ページ番号：436051711

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

「自転車の代わりに置こう 思いやり」

自転車は便利で環境にやさしい乗り物です。一方で、駅周辺に放置された自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっています。

放置自転車の状況は改善されつつあるものの、依然として自転車等が駅周辺に放置されています。

放置自転車のない安全なまちをつくりましょう。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



キャンペーン期間

令和5年10月22日（日曜日）から10月31日（火曜日）までの10日間

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン広報動画

以下のURLにて、ご覧いただけます。（外部リンク：東京都公式動画チャンネル「東京動画」）
<https://tokyodouga.jp/zembusudsovu.html>

区営自転車等駐車場をご利用ください

1. 自転車や原付自転車を定期的に利用される方は、区営自転車等駐車場をご利用ください。
2. 買い物等で自転車や原付をご利用の際は、一時利用ができる区営自転車等駐車場をご利用ください。

詳しくは、「[区営自転車等駐車場のご案内](#)」コーナーをご覧ください。

自転車・原動機付自転車（50cc以下）

- > [自転車で観光・レジャーをまじむ](#)
- > [自転車走行環境整備事業について](#)
- > [「OTAサイクルフェスタ2024」を開催します！](#)
- > [自転車活用の推進](#)
- > [よくある質問](#)
- > [大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例](#)
- > [自転車盗難防止](#)
- > [自転車等の放置禁止](#)
- > [自転車駐車場の設置基準について](#)
- > [再生素材の海外販出【非売品了】](#)
- > [区営自転車駐車場](#)
- > [区営自転車等駐車場の経費補助](#)
- > [駅前放置自転車クリーンキャンペーン](#)

関連情報

- > [【記事は終了しました】コアジサン推進会へリトルターン・プロジェクトによる報告会へ](#)
- > [令和5年度 Web・申請書（はがき）で申込む区営自転車等駐車場の定期利用について](#)
- > [【参加者募集中】自然観察会「池のみあ」 池尻池 冬のバードウォッチング](#)

独自ポスター



ホームページ

おおた区報(令和)5年10月11日号)

10月22～31日は駅前放置自転車 クリーンキャンペーン 「自転車の代わりに置こう 思いやり」

駅周辺に放置された自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっています。放置自転車の状況は改善されつつありますが、引き続き、放置自転車のない安全なまちづくりにご協力をお願いします。

都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当

☎5744-1390 FAX 5744-1527

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

最終更新日: 令和5年10月1日 ページ番号: 155152

イベント・観光情報

区政の窓口・所在地

本庁舎 総合支所

公民館 区民センター

区民センター

区民センター



第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(日曜日)から31日(火曜日)夜中心に、町会や施設関係の団体、鉄道事業者の方々とともに広域活動を行います。

統一標語「自転車の代わりに置こう 思いやり」

放置自転車は、歩行者や車の通行を妨げ、緊急車両の活動を妨害したり、災害時の障害物にもなります。

自転車の放置はやめましょう

1 駐輪場・レンタサイクル等を利用しましょう

月ごの・日ごの・時限ごの駐輪場やレンタサイクルポート、民間シェアサイクルなどを目的に応じてご利用ください。

2 自転車の整理誘導にご協力願います

放置自転車の多い区内14駅に整理誘導員を配置し、駐輪場のご案内や放置禁止の呼び掛け等を行っています。

3 放置自転車は撤去します

区内36駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。禁止区域に放置された自転車等は撤去します(撤去・保管料=自転車3,000円、原付4,000円)。

4 私所有の放置自転車について

区では対応できません。私所有に放置された自転車等は、その土地の所有者の方による対応をお願いします。

「放置」の定義

放置自転車は、時間・長さや目的に関わらず禁止されています。くれぐれご注意ください。

自転車の盗難に注意(鍵をかけましょう)

自宅や集合住宅の敷地内の駐輪でも、必ず鍵をかけましょう。

1 盗まれた自転車等が放置自転車として撤去される場合があります。

2 自転車等が盗まれた場合は、速やかに警察署・交番へ届け出て下さい。

3 撤去前までに警察へ盗難の被害を届け出ていると、撤去・保管料が免除されます。

区のおしらせ せたがや(令和5年10月1日号)

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22～31日を中心に、広域活動を行います。

【自転車の代わりに置こう 思いやり】 放置自転車は、歩行者や車の通行を妨げ、緊急車両の活動妨害や防災面での危険物となります。

自転車の放置はやめましょう

- 駐輪場やレンタサイクル等を利用しましょう
月ごの・日ごの・時限ごの駐輪場やレンタサイクルポート、民間シェアサイクルを、目的に応じてご利用ください。
- 自転車の整理誘導にご協力をお願いします
放置自転車の多い区内14駅に整理誘導員を配置し、駐輪場のご案内や放置禁止の呼び掛け等を行っています。
- 放置自転車は撤去します
区内36駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。区域内外を問わず、放置自転車等は撤去します(撤去・保管料=自転車3,000円、原付4,000円)。
- 私有地の放置自転車
私有地に放置された自転車等は、土地の所有者による対応をお願いします。
- 自転車の放置は時間の長短や目的にかかわらず禁止です。
- 自転車の盗難に注意(鍵をかけましょう)
盗まれた自転車等が放置自転車として撤去される場合があります。自宅や集合住宅の敷地内の駐輪でも必ず鍵をかけましょう。自転車等が盗まれた場合は、速やかに警察署や交番へ被害届を提出してください。撤去前までに届けが出されている場合は、撤去・保管料を免除します。

国文交通安全自転車課 ☎6432-7968 ☎6432-7996



(中野区)

ホームページ



ページID : 541156233

令和5年度駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

更新日：2023年10月22日 | [印刷](#) [シェア](#) [ポストする](#)

自転車・バイク

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

放置自転車は、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の景観を損ねるなど大きな社会問題となっています。この問題をより広く区民に訴え、解決を図るため、首都圏で一体的に「第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。

近距離の移動にはなるべく自転車の利用を控え、自転車をご利用になる際は、各駅周辺にある自転車駐車をご利用ください。一人ひとりがルールとマナーを守り、安全で住みよいまちにしていきましょう。

放置自転車

利用者が自転車から離れてすぐに移動させることのできない自転車を指します。置いてある時間は関係ありません。

区内では、年々減少はしているものの、未だに約1万8千台(令和4年度調査)もの自転車等が放置されています。

期間

10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)までの10日間

中野区での実施内容

1. 広報啓発活動

放置自転車問題を広く区民に訴えるため、関係機関等の協力を得てポスターの掲示などの広報活動を実施します。

その一環として毎年1か所、区内の駅周辺にて駅前キャンペーンを行っています。今年度は東京メトロ丸ノ内線、都営地下鉄大江戸線の中野坂上駅周辺で、10月31日(火曜日)午前7時30分から、地域の皆さんと協力して自転車放置の防止を呼びかけます。

2. 駅周辺の放置自転車撤去等

放置自転車が多数、区内の各個別区域において放置自転車の即時撤去を行います。

実施機関・参加予定期間

主催

中野区

参加・協力予定機関

地元町会・商店会、中野交通安全協会、中野警察署、野方警察署、東京都第三建設事務所、東京地下鉄株式会社、東京都交通局等

お問い合わせ

このページは**都市基盤部 交通政策課**が担当しています。

> [登録前放置自転車場・自転車等駐車場周辺利用者の意識\(令和5年度\)](#)

> [交通\(バス・自転車・中野区自転車駐車場・区役所の駐車場・駐車場周辺活動等\)](#)

> [中野区シェアサイクル車について](#)

> [中野区サイクルポート設置状況](#)

> [自転車駐車場の利用案内](#)

> [「自転車駐車用駐車場整備補助金」事業のご活用を](#)

> [自転車駐車場の設置義務について](#)

> [バイクの登録・廃車](#)

> [自転車の盗難にご注意ください](#)

> [放置自転車の撤去・保管・返還について](#)

> [サイクルポート設置協力のお願い](#)

情報が見つからないときは

なかの広報
(令和5年10月5日号)

10月22日～31日は駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車対策係 / 8階

☎(3228)5561 FAX(3228)5675

放置自転車は、緊急車両や災害時避難の通行を妨げる危険な障害物となります。自転車は自転車駐車場に置きましょう。

放置自転車のない安全で住みよいまちにするために、ご協力をお願いします。

このキャンペーンは、多くの都民に放置自転車問題を広く訴え、放置防止への理解と協力を得るため、東京都、都内区市町村および関係機関が協力して昭和59年から行っているもので、今年で40回目を迎えます。

令和5年度のキャンペーンでは、東京都と合同でJR高円寺駅周辺にて自転車放置防止を呼びかける啓発活動を実施します。また区立機関、区内掲示板、区営の自転車駐車場、集積所等においてはポスター掲示等を行います。

引き続き放置自転車のない安全で住みやすいまちをつくるために、放置自転車の防止にご協力をお願いします。

日程：令和5年10月22日(日曜日)から31日(火曜日)まで

[第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンポスター \(PDF 1.7MB\)](#) □

自転車の「放置」とは

自転車をとめている時間の長短やいかなる理由にかかわらず、道路などの公共の場所において、「自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態」をいいます。

なぜ、自転車の放置はいけないの？

歩道や車道に放置された自転車は、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者や他の車両の通行の妨げとなり、接触・転倒による事故等につながる可能性があります。特に、高齢の方や障害のある方、小さなお子さん連れの方に対して、放置自転車は障害物となります。また、緊急災害時に緊急車両の通行を妨げ、救援・救助活動の遅滞や妨害となる恐れがあります。

放置自転車の撤去等について

自転車が大量に集まる駅周辺は、自転車放置禁止区域に指定されています。放置禁止区域内に放置された自転車は、警告後も移動がない場合、置いた時間・理由にかかわらず随時撤去します。ガードレールなどに固定している自転車は、チェーン錠などを切断して撤去します。放置禁止区域外(私道・私有地を除く)の放置自転車も、区民の良好な生活環境が阻害されている場合は、警告後撤去します。撤去した自転車は集積所で保管し、返還には撤去手数料5,000円が必要です。撤去日の翌日から30日間を経過しても引き取りがない場合は、条例に基づき処分します。

自転車駐車場をご利用ください

通勤、通学、買い物等で自転車を利用して駅周辺に来たときは、自転車駐車場のご利用をお願いします。上井草北、阿佐ヶ谷東、高井戸北、方南町東、久我山北、高円寺北、新高円寺地下、荻窪東地下、西永福北、西永福南第一、西永福南第二、南阿佐ヶ谷第三の各区営自転車駐車場では、入庫から1時間まで無料で利用できるスペースもご用意しています。また、ほとんどの駅周辺には民営自転車駐車場があり、無料時間を設けている駐車場もありますので合わせてご利用ください。

詳細は、以下リンク先またはリーフレット「杉並区自転車駐車場のご案内」(各区分事務所で配布)をご覧ください。

[すぎナビ【自転車駐車場等】\(杉並区公式電子地図サービス\)](#) (外部リンク) □

民営自転車駐車場育成補助金の交付

区では、自転車駐車場の設置を促進するために、区の整備のほか、民営自転車駐車場(バイク駐車場も含む)の設置・運営に対する助成制度があります。土地活用等でお悩みの方はご相談ください。詳細は、お問い合わせください。

ホームページ

自転車の代わりに置こう 思いやり

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

このキャンペーンは、放置自転車問題を広く訴え、放置防止への理解と協力を得るため、都と区市町村および関係機関が協力して行っているものです。40回目を迎える今回は、都と合同で10月25日(木)にJR高円寺駅周辺で、リーフレットなどの配布や練り歩きによる放置自転車の防止を呼びかけます。放置自転車の防止にご協力をお願いします。

— お問い合わせは、土木管理課自転車対策係 ☎5307-0735 へ。

10月22日(日)～31日(火)


なぜ、放置自転車はいけないの？

放置自転車は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなり、接触・転倒による事故などにつながる恐れがあります。また、発災時の緊急車両の通行を妨げ、救援・救助活動を遅滞・妨害する恐れもあります。

放置自転車の撤去


駅周辺などの放置禁止区域内に放置された自転車は、警告後も移動がない場合、置いた時間・理由にかかわらず随時撤去します。放置禁止区域外(私道・私有地を除く)でも、区民の良好な生活環境が阻害されている場合は、警告後に撤去します。

撤去した自転車は、集積所で保管します。返還には撤去手数料5000円がかかります。撤去日の翌日から30日間を経過しても引き取りがない場合は、条例に基づき処分します。



自転車駐車場をご利用ください

一部の区立自転車駐車場には、入庫から1時間まで無料で利用できるスペースもあります。また、無料時間を設けている民営自転車駐車場もあります。詳細は、区公式電子地図サービス「すぎナビ」(右2次元コード)または「杉並区自転車駐車場のご案内」(区分事務所で配布)をご覧ください。



民営自転車駐車場育成補助金の交付

区では、自転車駐車場の設置促進のために、民営自転車駐車場(バイク駐車場を含む)の設置・運営に対する助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。

広報すぎなみ
(令和5年10月15日号)

(豊島区)

広報としま(令和5年10月21日号)

自転車の放置はやめましょう 自転車の代わりに置こう 思いやり 区放置自転車対策グループ☎3981・2169

路上に放置された自転車などは、特に高齢者や障害者などの歩行の妨げとなり、事故や火災の際には救助活動の妨げにもなりかねません。区では駅周辺の「放置禁止区域」に置かれた自転車などに警告札を貼付し、その後移動されなかったものを撤去してします。撤去の際、自転車などがチェーン錠などでガードレールなどに固定されている場合は切断します。切断したチェーン錠などは弁償しません。撤去した放置自転車は「放置禁止区域」ごとに指定された保管所に搬送してします。所有者が判明したものは、撤去と返還に関する「はがき」を送付します。

撤去した放置自転車に関する問い合わせ
自転車コールセンター☎5986 - 2400

受付時間
平日…午前9時30分～午後8時30分
(水曜日は午前8時30分～午後5時15分)
日曜日・祝日…午前10時30分～午後4時30分
※休業日…土曜日(祝日と重なる日は休業)、12月29日～令和6年1月3日

受付内容
①放置自転車撤去の有無の照会 ②撤去自転車保管場所と返還方法の案内

撤去した放置自転車などの返還には撤去保管手数料が必要です
●自転車…5,000円 ●原動機付自転車…8,000円
自転車などが盗難にあったら、すぐに被害届の提出をしてください
盗まれた自転車などが撤去された場合、撤去日前日までに被害届が提出されていないと、撤去保管手数料は自転車などの所有者の負担となります。
◆保管所の返還時間…水曜日を除く平日/午前11時～午後8時30分、
日曜日・祝日/午前10時30分～午後4時30分
◆休業日…毎週水・土曜日(祝日と重なる日は休業)、
12月29日～令和6年1月3日

放置禁止区域別保管場所一覧

駅	名称	所在地	電話
JRほか	駒込	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 5974-3056
	巣鴨	東池袋五丁目保管所	東池袋5-44 3987-7220
	大塚	池袋三丁目保管所	池袋3-58 5951-2661
	池袋	池袋駅西自転車駐車場内保管所	西池袋3-20-1 3590-3837
	目白	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 5974-3056
西武池袋線	有楽町	池袋駅西自転車駐車場内保管所	西池袋3-20-1 3590-3837
	東武東上線	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 5974-3056
都営地下鉄	池袋	池袋駅西自転車駐車場内保管所	西池袋3-20-1 3590-3837
	池袋	東池袋五丁目保管所	東池袋5-44 3987-7220
DIXY(池袋)	池袋	池袋駅西自転車駐車場内保管所	西池袋3-20-1 3590-3837
	池袋	東池袋五丁目保管所	東池袋5-44 3987-7220
	池袋	池袋駅西自転車駐車場内保管所	西池袋3-20-1 3590-3837

警告チラシ

自転車は放置せず！ 自転車は多く人の迷惑になります！

自転車の代わりに置こう 思いやり

放置自転車は撤去します！！

お問い合わせ
電話 ☎3981・2169
メール 3981@city.toshima.lg.jp

(北区)

自転車の代わりに置こう 思いやり ~秋の駅周辺放置自転車追放クリーンキャンペーン~

自転車コールセンター ☎(3908)1232 土木管理課自転車対策係 ☎(3908)9218

通勤や通学、買い物など、数分から数時間置かれた自転車が「放置自転車(※)」として社会問題になっています。

自転車は、環境に優しく手軽で便利な乗り物ですが、路上に放置されると、歩行者の通行障害となり、特に車イスの方や目の不自由な方などにとっては、わずかな時間でも大変危険なものとなります。また、交通事故の原因や、災害の際に避難、消防活動等の妨げにもなりかねません。

期間中は、自転車駐車場利用の呼びかけを行うとともに、駅周辺の放置自転車撤去作業を強化します。ワイヤー錠などで公共物に固定されている場合は、切断して撤去します。切断したものについては責任を負いません。撤去された自転車を引き取る際には移送手数料として5,000円がかかります。

※放置自転車とは…利用者が残っていてただちに移動できない状態の自転車のこと

日程

- 十条駅周辺 9月28日(木)~10月1日(日)
- 田端駅周辺 10月5日(木)~8日(日)
- 赤羽駅周辺 10月12日(木)~15日(日)
- 王子駅周辺 10月19日(木)~22日(日)
- 駒込駅周辺 10月26日(木)~27日(金)

自転車の返還場所

● 姥ヶ橋自転車移送場所(十条駅周辺での移送先)
[所在地] 上十条5-14先

● 赤羽西口自転車移送場所(赤羽駅西口周辺での移送先)
[所在地] 赤羽台4-1-3

● 赤羽南口自転車移送場所(赤羽駅東口・南口周辺での移送先)
[所在地] 上十条6-1-28

● 堀船自転車移送場所(王子駅周辺での移送先)
[所在地] 堀船2-28

● 赤羽南口自転車移送場所
赤羽駅南口から徒歩約10分 表茂駅から徒歩約20分

● 堀船自転車移送場所
王子駅から徒歩約20分

各移送場所返還日
(いずれも祝日・年末年始を除く)

月~土曜…
午前10時30分~午後7時

日曜…
午前10時30分~午後4時

区では、クリーンキャンペーン期間中以外も、平日と同様に土日も放置自転車撤去を行っています。なお、今回のクリーンキャンペーンから放置自転車の撤去を更に強化いたします。自転車を放置せず、自転車駐車場をご利用ください。

北区ニュース (令和5年9月20日号)

(荒川区)

荒川区 安全情報 自転車補助 SUPPORT 探す

更新日：2023年10月26日

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

荒川区では、「放置自転車禁止区域」を定め、放置自転車等の撤去を行っております。

令和5年10月22日（日曜日）～10月31日（火曜日）においては、全区画一斉の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、放置自転車への発見・撤去を集中的に行います。

駅前や道路に自転車を放置すると、歩行者、目の不自由な人や車いすの通行の妨げになると同時に、未だの事故を誘います。また、強風などで倒れたり、人がつかずいたりする原因になるなど大変危険です。自転車や宗付バイクは決められた場所に駐輪しましょう。

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン～自転車の代わりに置こう思いやり～ (PDF: 813KB)

ホームページ

(練馬区)

← 東京都練馬区 5,995件のポスト フォローする

ポスト 返信 メディア いいね

東京都練馬区 @nerima... · 2023年10月22日

【駅前放置自転車クリーンキャンペーン】
10月22日～31日は #駅前放置自転車 クリーンキャンペーン期間です。
#放置自転車 は通行の妨げになるほか、高齢者や身体の不自由な方にとっては危険なものです。短時間でも自転車駐車場にとめましょう🚲
#練馬区

練馬区 X(旧Twitter)

ねりま区報 (令和5年10月21日号)

10/22～31は 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

路上の放置自転車は歩行者や車両の通行、災害時の緊急活動の妨げになります。自転車駐車場を利用しましょう。

問合せ 自転車対策係 ☎5984-1993

放置禁止区域内の放置自転車などは撤去します
駅周辺を中心に放置禁止区域を指定しています。区域内に放置された自転車や50cc以下の原動機付自転車は、ガードレールなどに固定していても、チェーン錠などを切断し、置いていた時間・理由にかかわらず撤去します。

撤去された自転車などは1か月以内に引き取りを
撤去日の翌日から1か月間は集積所で保管し、1か月を経過しても引き取りがない場合は法令に基づき処分します。返還時に撤去手数料が掛かります。返還場所や引き取りに必要なものは、お問い合わせください。
▶問合せ:自転車問い合わせセンター☎3993-5100

盗まれたらすぐに盗難届の提出を
盗まれた自転車が放置された場合でも、撤去手数料が掛かります。ただし、撤去日の前日までに盗難届が受理された場合は、手数料が免除されます。

(板橋区)

10月22日～31日 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の代わりに置こう 思いやり

区では、区内の各駅周辺を、自転車・原動機付自転車の放置禁止区域に指定しています。キャンペーンでは、ポスター・ちらしなどによる広報活動や、10月3日(火)・5日(休)に一部の駅前で放置防止の呼びかけを行います。また、放置自転車などの撤去を実施します。

放置自転車は大勢の人に迷惑をかけています

- 歩道をふさぎ、歩行者の通行を妨げます。特に、障がいがある方・幼児・高齢者などにとっては、大変危険な障害物です
- 救急・緊急活動や災害時の避難の妨げとなります
- 駅前を雑然とさせ、街の美観を損ねるばかりではなく、自転車盗難などの原因となります



放置は駐輪時間の長さとは関係ありません

放置とは、自転車などから利用者が離れ、直ちに動かせない状態にあることで、駐輪時間の長短とは無関係です。

放置自転車などの撤去

ガードパイプ・標識などにチェーン錠などでつないである場合は、チェーン錠などを切断して撤去します。※チェーン錠などの弁償不可

▶撤去手数料＝自転車1台4300円・原動機付自転車1台6600円

ルールを守りましょう

自転車は、環境にやさしい便利な乗り物ですが、ルールを守らないと大変迷惑な乗り物になります。ルール・マナーを守りましょう※自転車の防犯登録は、法律によって義務付けられています。

問合せ 土木計画・交通安全課交通安全係 ☎3579-2517

広報いたばし (令和5年9月2日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン | 板橋区公式ホームページ

Page 1 of 2

検索欄

現在の位置: トップページ > 防災・環境・まちづくり > 交通安全・自転車 > 自転車・バイク > 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号1027488 更新日 2023年9月23日

令和5年度 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

【駅前放置自転車クリーンキャンペーン】

期間 10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)まで

【駅前街頭広報活動 実施予定】

成増駅前 令和5年10月3日(火曜日) 8時から8時30分まで

大山駅前 令和5年10月5日(木曜日) 8時から8時30分まで

放置自転車の防止を呼びかける啓発チラシ、ティッシュペーパーの配布を予定しています

「自転車の代わりに置こう 思いやり」

区では、区内の各駅周辺すべてを、自転車・原動機付自転車の放置禁止区域に指定しています。駅前での自転車などの放置防止の呼びかけを行うとともに、放置自転車などの撤去を実施しています。

(大勢の人に迷惑をかけています)

- 歩道をふさぎ、歩行者の通行を妨げます。特に、障がいがある方・幼児・高齢者などにとっては、とても危険な障害物となります。
- 救急・緊急活動や災害時の避難の妨げとなります。
- 駅前を雑然とさせ、街の美観を損ねるばかりではなく、自転車盗難などの原因となります。

(放置は駐輪時間の長さとは関係ありません)

放置とは、自転車などの利用者が、自転車などから離れ、直ちに動かせない状態にあることで、駐輪時間の長短とは無関係です。

(防犯登録をしましょう)

自転車の防犯登録は、法律によって義務付けられています。

(ルールを守りましょう)

自転車は環境にやさしい便利な乗り物ですが、ルールを守らないと大変迷惑な乗り物になってしまいます。自転車はルール・マナーを守って利用しましょう。また、健康のためにも自宅から駅までの距離が近い方は歩きましょう。

(自転車などの撤去について)

ガードパイプや標識などにチェーン錠などでつないである場合は、チェーン錠などを切断して撤去します。なお、切断したチェーン錠などの弁償はしません。

- 撤去手数料＝自転車1台4,300円・原動機付自転車1台6,600円

ホームページ

(葛飾区)



**そこに置かないで！
自転車は駐輪場へ**

自転車は目的地の目の前まで移動できる便利な乗り物ですが、置く場所によっては人に迷惑をかけてしまいます。自転車は、駐輪場や決められた場所に正しく置きましょう。

【担当課】 交通政策課 ☎03-5654-8386

**第40回 駅前放置自転車
クリーンキャンペーン**

10月22日～31日はキャンペーン期間です。
都 HP で PR 動画をご覧ください。



**放置自転車整理区域内の公道にある
放置自転車は撤去します**

放置自転車整理区域内の公道に自転車を放置した場合、警告後1時間以上経過した自転車は撤去し、自転車保管所(下表参照)に移送します。なお、チェーンなどでガードパイプなどに自転車を係留している場合は切断し撤去します。撤去後、約1～2週間後にハガキで通知します。自転車の引き取りには、3,000円の手数料がかかります。自転車は1カ月間保管し、引き取りのない場合は処分します。

自転車保管所	放置自転車整理区域	原所日時 (12/29～1/3は休業)
新小岩保管所 (新小岩1～5号) ☎03-3651-4966	新小岩駅周辺	午前9時～午後7時
馬込保管所 (高砂7～7-8) ☎03-5699-1986	亀有・青砥・ 京成高砂駅周辺	>月～土曜日 午前9時～午後6時 >日曜日、休日 午後1～6時
白鳥保管所 (白鳥1～11～11号) ☎03-3693-4154	お花茶屋・堀切高島 園・京成立石・四ツ木・ 綾瀬駅周辺	
新業又保管所 (業又5-29-15) ☎03-5668-0241	金町・業又・ 新業又駅周辺	

撤去自転車については、コールセンター(☎03-5856-5055(毎日/24時間))または各自転車保管所までお問い合わせください。

広報かつしか
(令和5年10月15日号)

(江戸川区)

【場所】京成江戸川駅を除く区内全11駅

「自転車の代わりに置こう 思いやり」のスローガンの下、10月22日～31日に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。自転車を駐輪するときには区営駐輪場などを利用し、駅前の放置自転車ゼロを目指しましょう。

駅前放置自転車クリーン
キャンペーン

☎03-5662-1997
駐輪対策係

広報えどがわ(令和5年10月1日号)

ホームページ

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の代わりに置こう 思いやり

10月22日(土曜日)～31日(月曜日)に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。自転車を駐輪する時には駐輪場を利用し、駅前の放置自転車ゼロを目指しましょう。

問い合わせ

駐輪対策係 電話：03-5662-1997

(八王子市)



English 한국어 简体中文 繁体中文 RSS | サイトマップ
文字サイズ 標準 拡大 文字色・背景色 黒 白 音声読み上げ ありなし

ホームページ

くらしの情報 観光・文化 イベント情報 市政情報 建設案内 受験者の方へ

現在の場所: トップページ > くらしの情報 > 生活・環境・交通・住宅 > 道路・交通 > 自転車 > 第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン キーワード検索 検索

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日: 令和5年10月4日 ページID: P0032796 印刷する

めざせ!! 放置自転車ゼロの街
第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語
「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

八王子市内では一日約300台(令和4年度調査)の自転車が駅周辺に放置されています(東京都全体では一日約1万7千台)。放置自転車は、歩行者や緊急車両等の通行の妨げとなるほか、街の美観を損なうなどの社会問題となっています。

東京都では、昨年度から新たなキャンペーン標語「自転車の 代わりに置こう 思いやり」を策定し、都内駅前放置自転車台数1万5千台以下を目指して、キャンペーンに取り組んでいます。そこで、八王子市も、国や東京都及び関係機関・団体と連携して駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。安全できれいな、住みやすいまちづくりへのご協力をお願いします。



実施期間

令和5年(2023年)10月22日(日)から10月31日(火)まで

広報はちおうじ
(令和5年10月15日号)

子ビートルインズと協力し、自転車の放置防止を呼びかける取組を行います。詳しくは市のホームページ(下の二次元コード)からご覧ください。



駅前放置自転車クリーンキャンペーン
10月22～31日に「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンに、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。路上に放置された自転車は、視覚に障害のある方や車いすを使用する方などの通行の妨げとなり、大変危険です。自転車でお出かけの際には、近くの駐輪場をご利用ください。各駅周辺の自転車等放置禁止区域内の路上に置かれた自転車などは、即時撤去の対象となります。返還には手数料(自転車3千円、原動機付自転車5千円)が必要です。問い合わせは交通課(電話6207225)へ。
■期間にあわせ、さまざまな取組も
八王子観光PR大使である「アイドゥルユニット」の8PRINCESSとプロバスケットボールチーム「東京八王子ビートルインズ」が協力し、自転車の放置防止を呼びかける取組を行います。詳しくは市のホームページ(下の二次元コード)からご覧ください。

? よくあるご質問

- 道路・交通の分類一覧
- ▶ 道路・構りよう
- ▶ はちバス
- ▶ 地域交通事業
- ▶ 自転車
- ▶ 市営駐車場
- ▶ 仮ナンバ-
- ▶ 交通安全・交通災害共済

八王子市市広報 X(旧Twitter)

← 八王子市広報 4,193件のポスト フォローする

ポスト 返信 メディア いいね

八王子市広報 @hachioj... · 2023年10月20日
【駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施】
「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンに、10月22～31日に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。自転車でお出かけの際は、お近くの駐輪場をご利用ください。詳しくは市のホームページをご覧ください。
city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/0...



(立川市)

広報たちかわ(令和5年9月25日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(日)～31日(火)、都内全域で一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが行われます。その一環として、JR立川駅南北の商店街などと協働で、期間中にポスター等を掲示するほか、JR立川駅周辺で自転車の放置防止を呼び掛けます。



交通対策課自転車対策係・内線2285

(武蔵野市)

ホームページ

自転車の代わりに置こう思いやり 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号1005386 更新日 2023年10月12日

都内の各駅周辺には、大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急自動車等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど大きな社会問題となっています。本市でも10月22日(日曜日)から31日(火曜日)の間、関係機関等と相互に協力して、放置自転車問題を広く市民の皆さまに周知するため、自転車の適正利用の啓発及び放置自転車の撤去を重点的に実施します。

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

実施期間	10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)まで
実施場所	武蔵野市内3駅周辺を含む都内
実施内容	放置自転車等に対する啓発、撤去



駅前放置自転車クリーンキャンペーン(東京都生活文化スポーツ局総務安全推進部)外部リンク
【第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン】啓発動画(東京都公式動画チャンネル)外部リンク



平成6年の吉祥寺駅周辺の様子

放置自転車は様々な障害をもたらします。自転車をご利用される際は、公共自転車駐車場等をご利用ください。

(1) 歩行者・車椅子等の通行の妨げになり大変危険です

放置自転車は高齢者や小さな子ども、障害をお持ちの方にとって大変危険です。特に視覚障害をお持ちの方にとっては、点字ブロック上に放置自転車があると、非常に危険かつ迷惑となります。

(2) 災害時に避難・救出活動を妨げます

路上に放置自転車があると、災害時に緊急車両が通行できなくなるため、救出活動の妨げになります。また、ストレッチャーでの搬送時間を長くなるため、傷病者への処置などに影響が懸念されます。

(3) まちの景観を損ねます

放置自転車は美しくまちの景観を損ねます。誰もが歩いて楽しいまちづくりにご協力をお願いします。

市報むさしの
(令和5年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の適正利用の啓発や放置自転車の撤去を都内全域で重点的に実施。放置自転車は、歩行者・車椅子などの通行の妨げになり大変危険です。また、災害時に避難・救出活動を妨げ、まちの景観を損ねます。放置自転車は、皆様のご協力のおかげで減少していますが、引き続き、一人ひとりが自転車を放置しない、安全で美しいまちづくりにご協力をお願いします。市内の3駅には1日約2万3000台もの自転車が乗り入れています。公共交通機関も併せてご利用ください。

▶ 日程：10月22日(日)～31日(火) ▶ 問：交通企画課 ☎60-1860



平成6年の吉祥寺駅周辺



現在の吉祥寺駅周辺

令和5年度駅前放置自転車クリーンキャンペーン

作成・発信部署：都市整備部 都市交通課

公開日：2023年10月22日 最終更新日：2023年10月22日

自転車は駐輪場にとめましょう！

10月22日（日曜日）から31日（火曜日）まで「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。



自転車等放置禁止区域内に自転車が放置されている様子
(画像クリックで拡大 32KB)

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

三鷹市では、放置自転車対策について、自転車等放置禁止区域の設定や駐輪場の整備など、さまざまな取り組みを行っていますが、この期間中は駅前の放置自転車の撤去体制を強化します。

安全で快適な歩行を実現する取り組み

適正に駐輪場を利用していただけるよう、市内各駅周辺に駐輪場を整備しています。一人ひとりが駐輪マナーを守って、放置自転車のない安全で快適なまちづくりにご協力ください。

駐輪マナーを守ってください

自転車の放置は街の美観を損ねるだけでなく、以下のような安全性にも影響を及ぼします。

1. 身体の不自由なかたや高齢のかたなど歩行者が歩きにくくなり**大変危険**です。
2. 安全でスムーズな車の通行の妨げとなり、交通渋滞を招きます。
3. 災害時の避難や、消防車の消火・救助活動の妨げとなります。

駐輪マナーを守らない場合

自転車等放置禁止区域内の歩道・車道等に放置している自転車や50cc以下の原動機付自転車は、「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき撤去します。

撤去した自転車・原動機付自転車は、三鷹市自転車等保管場所（中原3丁目3番5号）で保管し、返還の際には撤去料（自転車**2,500円**、原動機付自転車**4,000円**）を徴収いたします。

マナー啓発・周知活動

三鷹市ではクリーンキャンペーン期間中、三鷹警察署と合同で中央通り及び三鷹台駅周辺での街頭マナー啓発活動を予定しています。

[ホームページ](#)

サイト内検索

検索

防災関連情報

休日・夜間診療

お知らせ

地方税共通納税システムをぜひご利用ください

段ボールと封紙は分けてお出しください

労働保険の加入手続きはお済みですか

令和5年10月市営住宅利用者募集公開抽せん結果

勤務先を退職したときは国民年金の手続きをお忘れなく

イベント・講座

▷ 三鷹市リサイクル市民工房「11月予定表」

▷ 東京しごとセンター多摩の女性対象セミナー 11月～令和6年1月

▷ 住んでいないご自宅・ご実家のお貸み無料相談会

▷ おおむね55歳以上対象 就労支援セミナーと就職面接会

▷ 廃棄マナーアップキャンペーン

イベント・講座カレンダー

施設案内

広報みたか
(令和5年10月15日号)

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

10月22日(日)～31日(火)の期間中、放置自転車の撤去を強化します。自転車を放置すると、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者が歩きにくくなる、車の通行を妨げて交通渋滞を招く、災害時の避難や消防車の消火・救助活動の妨げになるなど**大変危険**です。一人ひとりが駐輪マナーを守って、放置自転車のない快適なまちづくりにご協力ください。

問 都市交通課 ☎29-9709



本文へ Foreign language サイトマップ 検索 読み上げる 文字サイズ 標準 拡大

くらしの情報 しごとの情報 観光情報 市政情報

防災・防犯 休日・夜間救急 気象情報 Google Custom Search 検索 すべて ページ PDF 記事ID番号 検索

現在地 トップページ > 新聞できがす > 市民安全部 > 交通政策課 > 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

記事ID : 0065938 更新日 : 2023年10月15日更新

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

東京都では放置自転車問題を広く住民に訴え、行動につなげてもらうため、関係機関と協力をして駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。

実施期間

10月22日から10月31日まで



第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンポスター (PDFファイル / 822KB)

放置自転車が引き起こす様々な問題

放置自転車は歩行者や緊急車両等の通行の妨げになるだけでなく、街の景観を損なうなど社会問題になっています。市内12か所に自転車等駐輪場が設置されていますので、自転車等を使って駅を利用する場合は自転車等駐輪場をご利用ください。

自転車の安全で適正な利用を促進しましょう

- ・ 放置自転車は歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになります。
- ・ 赤字ブロックは、目の不自由な方の歩行案内です。ふさがないようにください。
- ・ 安全でスムーズな車の通行を妨げ、渋滞を招きます。
- ・ 駅前を雑然とさせ、街の美しさを損ないます。
- ・ 事業者は従業員や顧客の駐輪場を確保し、駐輪場の利用を助めてください。
- ・ 災害時の避難や、消防車、パトカーなどの緊急車両の通行の妨げとなります。



マナーを守ってみんなが住みやすい街に

自転車やバイクは便利な交通手段ですが、「わずかな時間だから...」「みんなも置いているから...」と軽い気持ちでの放置が、他の人の迷惑となります。マナーを守って、住みやすい街にしましょう。

関連リンク

- ・ 自転車対策(駐輪場)
- ・ 東京都民安全推進本部<外部リンク>

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

みなさんの声をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか? はい どちらでもない いいえ
このページは見つけやすかったですか? はい どちらでもない いいえ

送信する

このページを閲覧している人はこんなページも見ています

[令和5年11月12日執行青梅市議員選挙の結果](#)

[インフルエンザによる学級閉鎖情報をお知らせします](#)

[広報おうめ令和5年10月15日版](#)

[第7次青梅市総合長期計画\(こども部\)を策定しました](#)

[AIチャットボットによるごみの分別案内](#)

AH(人工知能)はこんなページをおすすめします

[スクールゾーンの交通規制](#)

[令和5年児童会発表会一般質問](#)

[自転車ヘルメット着用期間延長](#)

[11月11日に介護の日イベントを行います](#)

[特別開校のご案内](#)

よくある質問

見つからないときは

広報おうめ (令和5年10月15日号)

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンにご協力を

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」
問 交通政策課管理係



10月22日(日)～31日(火)に、市では駅周辺の路上や市内自転車等駐輪場に放置されている、自転車・バイク等の撤去を実施します。

10月22日(日)から31日(火)

「自転車の 代わりに置こう おもいやり」

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(日)から31日(火)に、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施され、市では、自転車の放置防止を呼びかけます。自転車を利用する一人ひとりがルールとマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。
☎地域安全対策課(☎335-4069)



放置自転車の主な弊害

- 障害のある方や高齢者の安全な通行を妨げる
- 災害時や緊急時の交通を妨げる
- 景観を損なう

■ 駅周辺での呼びかけ

- ◎ 府中駅…10月25日(水)・27日(金)
- 分倍河原駅…10月26日(木)
- 🕒 午後5時～7時/雨天中止

■ 放置自転車の撤去

市内13駅に設置している自転車放置禁止区域内に放置された自転車は、条例により市が撤去し、市内2か所の自転車保管所で保管します。引取りの際には、撤去料・保管料を徴収します。放置自転車を公共物等にチェーン等で施錠し

ている場合は、切断して撤去しますが、この破損については、市は一切責任を負いません。なお、撤去自転車の保管状況は、同課への問合せや撤去自転車照会サイトで確認できます。

各置去場所(自転車保管所)

- 府中・中河原・分倍河原・府中本町・北府中・西府駅周辺…矢崎町自転車保管所(矢崎町2の27)
- 東府中・多磨霊園・武蔵野台・多磨・白糸台・競艇場前・是政駅周辺…八幡町自転車保管所(八幡町1の24)

自転車保管所開放日時

- 月・水・金・日曜日…午前9時～午後4時
- 火・木曜日…午後1時～4時
- ※ 土曜日、祝日、年末年始は返還業務を行いません。

引取りに必要なもの

- 本人確認書類(免許証、健康保険証、学生証ほか)
- 撤去料(2000円)、保管料(1日50円/最高20日分)
- ※ 代理人の場合は、委任状が必要です。

自転車の駐車に関するお願い

- 自転車は駅周辺、または利用する施設の自転車駐車場を利用してください
- 必ず鍵を掛け、盗難にあった場合は、速やかに警察に盗難届を提出してください



視覚障害者向けサイト | サイトマップ | 音声読み上げ・文字拡大 | Multilingual

よくある質問

くらし・手続き | 健康・福祉 | 子育て・教育 | 防犯・防災 | 文化・スポーツ・生涯学習 | 施設案内 | 行政情報

現在のページ | トップページ | くらし・手続き | 生活環境 | 放置自転車・駐車 | 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号: 490313141

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

Twitter | LINEで送る | 最終更新日: 2023年10月23日

10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)に、駅周辺の放置自転車をなくすため、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、市では、自転車の放置防止を呼びかけます。放置自転車は、歩行者、特に障害のある方や高齢者の安全な通行の妨げになります。また、災害時の避難や緊急時の交通を妨げるほか、景観を損なうなど様々な弊害をもたらします。特に夜間は、「私の1台くらいなら」という気持ちで、放置自転車を増加させ、多くの人に迷惑をかけています。自転車を利用する一人ひとりがルールとマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。



駅前放置自転車クリーンキャンペーンポスター

駅周辺での呼びかけ

日時

- 府中駅 10月25日(水曜日)・27日(金曜日)
- 分倍河原駅 10月26日(木曜日)

注記: 時間は午後5時から午後7時の予定/雨天中止

ホームページ

(昭島市)

広報あきしま(令和5年10月15日号)

10月22日～31日 駅前放置自転車クリーンキャンペーン ～自転車の代わりに置こう 思いやり～

市・都では、街の美観を損ね、緊急車両や歩行者の通行の妨げとなる放置自転車をなくすため、警視庁や鉄道事業者の協力により、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

期間中は、ポスター・チラシなどによる啓発活動と、放置自転車に対する注意警告及び撤去活動を強化します。

買い物などで自転車を駐車するときは、短時間でも自転車等駐

場をご利用ください。

なお、撤去した自転車などは、右の図の自転車等保管所で返還しています。

◇所在地 宮沢町472-9

◇電話番号 549-8330

◇返還日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)の午前11時～午後6時30分

◇撤去・保管手数料

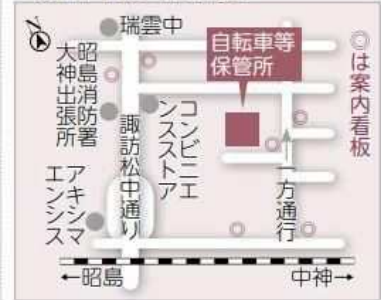
*自転車=2000円

*原付バイク=4000円

☆詳しくは、交通対策係へ。



▼自転車等保管所案内図



(調布市)

市報ちょうふ(令和5年10月20日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 「自転車の代わりに置こう 思いやり」

駅周辺の公共道路と駅前広場などでの放置自転車に対する警告、撤去を強化します。

期10月22日(日)～31日(火)

所調布・つつじヶ丘・仙川駅周辺

図交通対策課☎481-7420



安全安心を推進する
みまもりいぬ

(日野市)

10月22日(日)～31日(火)

第40回駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

～自転車の 代わりに置こう 思いやり ID: T020332

放置自転車は安全な通行を妨げ、交通事故の原因にもなるため、自転車は駐輪場などの決められた場所に置きましょう。市は、自転車等放置禁止区域に放置された自転車を自転車等保管場所に撤去します。撤去された自転車などの引き取りの際には、撤去手数料を徴収します。

撤去手数料…自転車3,000円、バイク4,500円

関キャンペーンについて…防災安全課(☎042-514-8963)、放置自転車・駐輪場について…道路課(☎042-514-8421)



広報ひの
(令和5年10月号)

The screenshot shows the official website of Machida City. At the top, there is a navigation bar with the city logo and name in Japanese and English, and various menu items like '暮らし' (Living), '子育て・教育' (Childcare/Education), '医療・福祉' (Medical/Welfare), '文化・スポーツ' (Culture/Sports), '産業・観光' (Industry/Tourism), '市政情報' (Municipal Information), and '事業者の方へ' (For Business Owners). A search bar is also present. The main content area features a large blue header with the title '第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施について' (About the 40th Station Front Bicycle Clean Campaign). Below the header, there is a sub-header '実施期間' (Implementation Period) with the dates '2023年10月22日(日曜日)から10月31日(火曜日)まで'. Another sub-header '統一標語' (Unified Slogan) shows the slogan '「自転車の 代わりに置こう 思いやり」' (Be considerate, replace bicycles). The '実施内容' (Implementation Content) section lists activities such as '自転車の放置防止の呼びかけ' (Calls for preventing bicycle abandonment), '啓発用ポスターの掲示' (Posting of awareness posters), and '放置自転車等の撤去活動等' (Removal activities for abandoned bicycles, etc.). At the bottom left of the screenshot, there is a link for 'ホームページ' (Home Page) and a PDF document titled '2023年度東京制作ポスター (PDF・821KB)'.

ホームページ

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 自転車の 代わりに置こう 思いやり

10月22日(日)～31日(火)に、東京都、近隣3県(埼玉県・千葉県・神奈川県)、5政令指定都市(千葉市・さいたま市・横浜市・川崎市・相模原市)で、一斉に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

○町田駅周辺の状況

夕方以降や土・日曜日を中心に、多くの自転車・バイクが放置されており、昨年度の放置自転車及び放置バイクの撤去台数は、自転車が1153台、バイクが79台でした。「少しの間だから」「他にも停めている自転車があるから」という軽い気持ちが多く、多くの放置自転車やバイクを生み出します。

○道路は通行するための公共施設です

放置された自転車やバイクは、歩行者の安全な通行を妨げ、街の美観も損ないます。また、災害時等に緊急車両の通行や避難・救助活動の妨げとなり、大きな事故につながる要因にもなります。キャンペーン期間中は、放置自転車の問題を広く周知するため、放置自転車の撤去・移送活動を強化します。安全で安心できる住みよい街づくりのため、自転車やバイクを利用する際は、交通マナーを守り、決められた場所に駐車しましょう。

道路管理課 ☎724・3257

広報まちだ
(令和5年10月15日号)

町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品
町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品
町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品
町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品

町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品
町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品
町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品
町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品	町田市道路管理課 放置自転車はやめよう! 2023年度「放置自転車防止啓発ポスター」応募作品

2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 近隣の自転車等駐車をご利用ください	2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 自転車等を放置すると、即時撤去となります。
2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 近隣の自転車等駐車をご利用ください	2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 自転車等を放置すると、即時撤去となります。
2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 近隣の自転車等駐車をご利用ください	2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 自転車等を放置すると、即時撤去となります。
2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 近隣の自転車等駐車をご利用ください	2023年10月1日から 南町田グランベリーパーク駅周辺 自転車等放置禁止区域を拡大 〒226-3257 自転車等を放置すると、即時撤去となります。

道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課	道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課
道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課	道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課
道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課	道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課
道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課	道路をより良くする運動 "みちピカ町田" 町田市道路管理課



第40回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン
令和5年10月22日(日)から令和5年10月31日(火)までの間、武蔵小倉駅、武蔵小倉駅西側、東武東上線(国分寺、千歳、津田沼)及び有明橋駅(武蔵小倉、川崎南、新横浜、千歳、さいたま新都心)と隣接した駅前ゾーンを統一実施します。

- ・放置自転車をなくすために、上記の駅、駅前等での広報活動を実施するとともに、各種啓蒙の協力をお願いいたします。
「おのれくらくらいいい」と思う気持ちで啓蒙の励みです。より良い環境をつくりあげるために共に活動をお願いします。
・駅の近くにお住まいの方は、健康のために歩きましょう。
・駅までバス利用できる方は、バスを利用しましょう。



放置禁止区域とは
自転車等を放置することを禁止している区域で、駅前周辺約500メートル以内です。駅前周辺は、曜日、時間帯等によって異なります。放置自転車をなくすため、日ごろから、駅前、地味高に協力をお願いします。

禁止した自転車の回収
禁止した自転等は、次のとおり回収します。
(5)運日曜
夜間(水曜・水曜・金曜日の午後1時から午後5時)
夜間(土曜・土曜・日曜日の午前9時から午後5時)
(12月29日から1月3日までを除く)

費用
■武蔵小倉駅前(武蔵小倉駅前北第3丁目2番13号)
武蔵小倉駅前北口から中央線南行バスに徒歩、北野交差点下車、徒歩5分
回収料2,500円、原動機付自転車4,000円
(持参する物)
本人もしくは代理人であることが確認できるもの(免許証・保険証等)
除去手数料(除去のみの場合は、無料となります。)

交通ルールを守りましょう
自転車の乱暴な運転で歩行者に危険を及ぼした、マナーが悪く不快な思いをしたなどの苦情が、多く寄せられています。自転車を運転するときは、次のルールを守り、歩行者に迷惑をかけるないようにしましょう。自転車は、歩行者と同じです。人は歩行者。歩行者と同じ交通ルールを守り、歩行者を守りましょう。歩行者が優先です。歩行者が優先は、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

交差点での歩行者の優先が守られています。一時停止のときは必ず止まり、左右を確認しましょう。二人乗りやフックグリップ運転は禁止です。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

表: 各駅自転車駐輪場. Columns: 自転車駐輪場名, 利用形態, 利用可能時間. Rows include 武蔵小倉北第5, 武蔵小倉北第7, 東小金井地区, etc.

関連リンク

お問い合わせ
交通対策課の案内係
電話: 042-387-9050
FAX: 042-386-2619
メールアドレス: i060000@koganei-shi.jp
注: 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記は一部変更しております。お手数ですが、メールアドレス(40)を必ず記載してください。

ポスト 返信 メディア いいね

小金井市交通対策課 @k... · 2023年10月24日
令和5年10月22日(日)~31日(火)までの間、#第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。
放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるだけでなく、駅前を雑然とさせ、街の美観を損ねます。駐輪マナーを見直し、安全で適切な利用を心がけましょう。
#koganei #小金井市 #小金井



第40回 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン 10月22日(日)~31日(火)

放置自転車をなくし、より良い環境をつくるために次のことを心掛けましょう。
・駅の近くにお住まいの方は、健康のために歩きましょう。
・駅までバス利用できる方は、バスを利用しましょう。

【放置禁止区域とは】
自転車等を放置することを禁止している区域で、駅前周辺約500メートル以内です。駅前周辺は、曜日、時間帯等によって異なります。放置自転車をなくすため、日ごろから、駅前や地元住民の方の協力をいただいています。

【撤去した自転車の引き渡し】
撤去した自転等は、次のとおり引き渡します。引き取りがない場合は、おおむね2か月を経過した日、処分されます。

【自転車安全利用五則】
車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
夜間はライトを点灯
飲酒運転は禁止
ヘルメットを着用

表: 一時利用可能な市営自転車駐輪場. Columns: 自転車駐輪場名, 利用可能時間. Rows include 武蔵小倉北第5, 武蔵小倉北第7, 東小金井地区, etc.



市報こがねい (令和5年10月15日号)

(小平市)

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日：2023年（令和5年）10月1日 作成部署：都市開発部 交通対策課

ホームページ

自転車や原動機付自転車は、通勤や通学、買い物などに身近で便利な乗り物です。しかし、歩道や道路に放置された自転車などは歩行者をはじめ、救急車や消防車などの通行の妨げとなります。10月22日（日曜）から31日（火曜）までの10日間、「自転車の 代わりに置こう 思いやり」を統一標語に、都内一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行います。この機会に自転車の利用マナーを再確認し、迷惑な放置自転車をなくしましょう。

市の取り組み

市では、放置自転車対策として、市内7駅と東大和市駅周辺を放置禁止区域に指定し、禁止区域内に放置された自転車や原動機付自転車を撤去しています。

昨年度は、193回の撤去を実施し、自転車1,150台、原動機付自転車9台を撤去しました。

自転車駐車場を利用しましょう

自転車や原動機付自転車を駐車するときは、歩道や車道には駐車せず、自転車駐車場を利用してください。

市内には、市営の有料自転車駐車場が20か所、無料自転車駐車場が5か所あり、約16,000台の駐車スペースを用意しています。また、民営の自転車駐車場も年々増えています。

自転車駐車場では、必ず鍵を掛け、係員の指示に従い、利用上のルールを守って利用しましょう。

指導、撤去を強化します

期間中は、放置自転車問題を広く市民に周知するとともに、放置自転車や原動機付自転車の撤去を強化します。

安全で住みよいまちづくりのため、皆さんのご協力をお願いします。



10月22日(日)～31日(火)
駅前放置自転車
クリーンキャンペーン

自転車や原動機付自転車は、通勤や通学、買い物などに身近で便利な乗り物です。しかし、歩道や道路に放置された自転車などは、歩行者をはじめ、救急車や消防車などの通行の妨げとなります。

10月22日（日）から31日（火）までの10日間、「自転車の 代わりに置こう 思いやり」を統一標語に、都内一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行います。この機会に自転車の利用マナーを再確認し、迷惑な放置自転車をなくしましょう。

●市の取り組み
市では、放置自転車対策として、市内7駅と東大和市駅周辺を放置禁止区域に指定し、禁止区域内に放置された自転車や原動機付自転車を撤去しています。

昨年度は、193回の撤去を実施し、自転車1,150台、原動機付自転車9台を撤去しました。

自転車9台を撤去しました。

◆自転車駐車場の利用
自転車や原動機付自転車を駐車するときは、歩道や車道には駐車せず、自転車駐車場を利用してください。市内には、市営の有料自転車駐車場が20か所、無料自転車駐車場が5か所あり、約1万6千台の駐車スペースを用意しています。また、民営の自転車駐車場も年々増えています。

自転車駐車場では、必ず鍵を掛け、係員の指示に従い、利用上のルールを守って利用しましょう。

◆指導・撤去を強化
期間中は、放置自転車問題を広く市民に周知するとともに、放置自転車や原動機付自転車の撤去を強化します。

安全で住みよいまちづくりのため、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 交通対策課 ☎42(346)9549

自転車シミュレータ体験
自転車運転の疑似体験ができます

市報こだいら
(令和5年10月1日号)



ステッカー

**第40回 駅前放置自転車
クリーンキャンペーン**

放置された自転車等はまちの景観を損なうだけでなく、歩行者や緊急車両の通行を妨げるため、大きな社会問題となっております。駅前広場や一部の集客施設付近では自転車の放置があとを絶たず、通行の妨げになっていきます。

期間中は、放置禁止の啓発活動等を行います。この機会に改めて放置自転車等について考えましょう。

10月22日(日)～31日(火)
久米川駅周辺等

放置自転車等は撤去します

放置自転車とは「自転車駐輪場以外の場所に置かれ、利用者が自転車等を離れて直ちに移動することができない状態」と定義されています。

道路・駅前広場等公共の場所に放置された自転車等は警告し、その後も放置されている場合は撤去します。

なお、撤去自転車等を引き取る際は撤去・保管手数料がかかりますのでご注意ください。

交通課



市報ひがしむらやま (令和5年10月15日号)

横断幕

キーワードでさがす 検索

ページ番号検索
ページ番号検索はフリックキーボードでは実行できません。ご自身のページにてご確認ください。

現在位置: ホーム > くらしの情報 > 都市整備・交通 > 道路・交通 > 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

ページ番号 1019442 更新日 令和5年10月23日

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン ～自転車の代わりに置こう思いやり～

10月22日（日曜日）から31日（火曜日）に放置自転車を無くすため、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。市では、ポスター掲示などの啓発活動や、放置自転車の撤去の強化などを行います。



東京都民安全推進本部 放置自転車対策ページ (外部リンク) □

放置自転車の撤去について

市内全域で自転車等の放置は禁止しており、自転車等放置禁止区域（国分寺駅・西国分寺駅・国立駅・恋ヶ窪駅を中心におおむね半径300～500m以内）の放置自転車等は即時撤去の対象です。また放置自転車等の返還時には、自転車1台2千円、原動機付自転車1台3千円を徴収しています。

「放置」の定義について

放置とは、駐輪場など指定場所以外の公共の場等に置かれており、かつ、自転車等利用者が自転車等から離れて直ちに移動することができない状態にあることをいいます。置いてある時間の長短は関係ありません。

自転車は駐輪場に置きましょう

放置自転車は、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者や緊急車両の通行の妨げや交通事故の原因にもなります。自転車は駐輪場や決められた場所に駐輪し、放置自転車の一掃にご協力ください。

関連情報

放置自転車および原動機付自転車の撤去

自転車の 代わりに置こう 思いやり

📅10月22日(日)～31日(火)

📍駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施。放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げます。自転車などは自転車等駐輪場に駐輪し、放置自転車の一掃にご協力ください

🚫市内全域で自転車等の放置は禁止。駅周辺の自転車等放置禁止区域の放置自転車等は随時撤去の対象※返還時には撤去保管料を徴収

🏢交通対策課(内363)

市報国分寺
(令和5年10月15日号)

(国立市)



交通

**第40回駅前放置自転車
クリーンキャンペーン「自転車の
代わりに置こう 思いやり」**

放置自転車のないまちが快適で、安全であることを周知するため、放置自転車への啓発(札付け)・撤去を重点的に行います。

放置自転車は点字ブロックを隠す、横倒しになるなどして、しょうがいのある方や高齢の方、ベビーカーを利用する方などにとって危険です。また、まちの美観を損ないます。

放置自転車の移送等には、皆さまの貴重な税金が使われていますので、誰にとっても快適で、安全な自転車の利用にご協力ください。

📅 10月22日(日)～31日(火)

📍 道路交通課交通係

市報くにたち
(令和5年10月20日号)

← **国立市** 13,666件のポスト **フォローする**

ポスト 返信 メディア いいね



国立市 @city_kunitachi · 2023年10月17日
 10月22日(日)～10月31日(火) 第40回駅前
 放置自転車クリーンキャンペーンを実施しま
 す。放置自転車は歩道をふさぎ、通行の妨げに
 なります。街の景観を損ない思わぬけがにつな
 がることも。放置自転車のない街づくりに皆さ
 んのご協力をお願いします。
 道路交通課交通係

国立市 X(旧Twitter)

(東大和市)



東京都と各市区町村では、10月22日(日)～31日(火)の10日間、「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンに駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

● **放置自転車等はみんなの迷惑**

自転車等の「放置」とは、駐車時間の長短や利用目的にかかわらず、利用者が自転車等駐車場以外の場所に置いて自転車等から離れ、直ちに移動することができない状態を言います。

放置自転車等は、街の景観を損なうだけでなく、高齢者や障害のある方、小さなお子さんなどにとって大変危険です。特に、視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車等は、視覚に障害のある方の通行の妨げになります。また、災害時や緊急時の障害にもなりますので、一人ひとりがルールとマナーを守りましょう。

● **放置自転車等は撤去します**

安全な歩行空間を確保するため、駅近くの放置禁止区域内の歩道などには自転車等を放置しないでください。各駅から概ね800メートル以内にお住まいの方は、駅周辺への自転車等利用の自粛をお願いします。

▶ **問合せ** 道路交通課・内線1213まで。

東やまと市報
(令和5年10月15日号)

(福生市)

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します
10月22日(日)～31日(火)
東京都では、当期間において関係機関・団体と協力して広報等の強化を図ります。
市では、福生市交通安全推進委員会・福生警察署と協力し、10月26日(木)の朝

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します
10月22日(日)～31日(火)
東京都では、当期間において関係機関・団体と協力して広報等の強化を図ります。
市では、福生市交通安全推進委員会・福生警察署と協力し、10月26日(木)の朝

福生駅前では、広報活動を行います。
▼**自転車等放置禁止区域**について
市では、市内の駅から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車・原付が駐輪されると、警告札を取り付け、一定時間後に撤去し、自転車保管場所で保管します。
駅周辺に自転車でお出かけの際は、自転車等駐車をご利用ください。皆さんの



のご協力をお願いします。
撤去保管手数料 自転車1,000円、原付2,000円
道路下 水道課管理・交通安全対策グループ ☎551-1969

広報ふっさ (令和5年10月15日号)

(狛江市)

ホームページ

狛江市 KOMAE CITY
「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しています
「自転車の 代わりに置こう 思いやり」
期間
10月22日(日曜日)～31日(火曜日)

広報こまえ(令和5年10月15日号)



10月22日(日)～31日(火) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 「自転車の 代わりに置こう 思いやり」
駅周辺は「自転車等放置禁止区域」です
自転車は手軽で便利な、環境に優しい乗り物です。しかし、一部のマナーを守らない人たちによって放置された自転車は、歩行者の通行を妨げ、特に高齢者や障がいのある方、乳幼児の安全な通行を脅かしています。
また、災害時の避難や緊急時の交通障害、都市景観を損なう等の弊害をもたらしています。わずかな時間だから、みんなも置いているから、という軽い気持ちで放置自転車を増加させ、さまざまな迷惑の原因になります。
自転車を利用する一人ひとりがルールとマナーを守り、放置自転車のない住みよいまちづくりにご協力ください。
道路交差対策係

(清瀬市)

10月22日(日)～31日(火) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

～社会全体で自転車の安全で適正な利用を促進しましょう～

- ◆放置自転車はこんなに迷惑！
 - ①歩行者の通行の妨げになる
 - ②渋滞を招く
 - ③まちの美しさを損なう
 - ④災害時の避難、緊急車両の通行の妨げになる
 - ⑤点字ブロック(目の不自由な方の歩行案内)を塞いでしまう

◆自転車は決められた場所に駐輪しましょう！
駅周辺には一時利用ができる

駐輪場がありますので利用してください。移送された放置自転車は中里自転車等保管場所でお預かりしていますので、引き取りをお願いします。なお、移送料をいただく場合があります。

～みんなで守ろう 交通ルール 迷惑駐車はやめましょう～

迷惑駐車は、交通渋滞を招き、緊急車両や路線バスの通行妨害、さらには交通事故の原因となりますので、やめましょう。

問道路交通課道路交通係
☎042-497-2096

市報きよせ
(令和5年10月15日号)

(東久留米市)

ホームページ

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを令和5年10月22日(日曜日)～10月31日(火曜日)に実施します

ページ番号 1023223 更新日 令和5年10月15日

都と市区町村では、令和5年10月22日(日曜日)～10月31日(火曜日)の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

自転車や原動機付自転車の放置は、歩行者や車両などの通行の妨げになるほか、災害時などの救援や消防活動の障害となります。

一人ひとりが利用のマナーを守り、放置自転車等をなくし、住みよい街づくりに参加しましょう。



放置自転車・原動機付自転車の撤去を強化します

同キャンペーンの期間中は、路上に放置された自転車・原動機付自転車の撤去をより強化します。

東久留米駅周辺を利用する方は、市立西口第1・西第10一時利用自転車駐車場のほか、民間の一時利用駐車場や年間登録の自転車等駐車場をご利用ください(満車の場合もあります)。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

[市立自転車等駐車場一覧はこちら](#)

広報ひがしくるめ
(令和5年10月15日号)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

都と市区町村では、「自転車の代わりに置こう 悪いやり」をスローガンとして、10月22日(日)～31日(火)に都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。自転車や原動機付自転車の放置は、歩行者や車両などの通行の妨げとなるほか、災害時などの救援や消防活動の障害となります。放置自転車は一時より減りましたが、買い物などで駅周辺を利用する方を中心にまだ発生しています。一人ひとりが利用のマナーを守り、放置自転車をなくし、住みよい街づくりに参加しましょう。

■キャンペーン期間中は放置自転車・原動機付自転車の撤去をより強化します

通勤・通学または東久留米駅周辺において自転車等を利用される方は、定期利用または一時利用の市立自転車等駐車場のほか、民間の一時利用駐車場をご利用ください。

■撤去された自転車等の返還

撤去された自転車等は、自転車等集積所(下里2-10-9、☎042・472・9876)で返還しています。返還を受ける際は、自転車等の鍵、本人確認書類、撤去料金(自転車2,000円・原動機付自転車4,000円)、認め印をお持ちください。

【返還期間】日曜日・水曜・金曜日の午前8時半～午後7時、月曜日の午前8時半～正午(当替休日含む祝日、年末年始を除く)



■は自転車等放置禁止区域です
東久留米駅周辺は自転車等放置禁止区域に指定されています。自転車等駐車場およびバスなどの利用や徒歩での移動にご協力ください。

撤去された自転車等の返還

撤去された自転車等は、自転車等集積所(下里2-10-9、電話042-472-9876)で、下記の時間帯(年末年始、祝日及び振替休日は返還していません)に返還しています。

- 1.日曜日、水曜日、金曜日(午前8時30分から午後7時まで)
- 2.月曜日(午前8時30分から正午まで)

※返還を受ける際は、自転車等の鍵、本人確認書類、撤去料金(自転車2000円・原動機付自転車4000円)、認め印をお持ちください。

自転車等集積所(下里2-10-9)の案内図





ホームページ

自転車をご利用の方へ

10月22日(日)～31日(火)は駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間です

市は、「自転車等放置禁止区域」を定め、放置自転車などの撤去を行っています。キャンペーン期間中は、撤去活動を強化し、ルール・マナーの啓発活動を実施します。

放置自転車などは、歩行者・目の不自由な人や車いすの通行の妨げになると同時に、まちの景観を損ねます。また、強風などで倒れたり、人がつまづいたりする原因になるなど大変危険です。自転車や原付バイクは決められた場所に駐輪しましょう。

④ 自転車などを撤去されてしまった場合は、第1保管場所(登ヶ丘1-20-1) ☎(374)8688・第3保管場所(桜ヶ丘4-40-1) ☎(374)5300へ。撤去から60日が経過した車両は処分 ☎1013091 ⑤ 道路交通課 ☎(338)6826

多摩市自転車用ヘルメット購入助成事業を開始します

対象となる自転車用ヘルメットを購入した方に、au PAY ギフトカード2,000円分をお送りします。

① 申請日時時点で市内に住民登録がある方
② 対象商品 購入価格が税込3,000円以上で、安全基準の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット(ポイントなどを利用した場合、利用後の価格が3,000円以上であること。個人間の売買・フリーマーケットサイト・リサイクルショップなどで購入した商品は対象外) ③ 安全基準 自転車用として安全基準の認証を受けた商品(SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、

CPSCマーク、JISマーク、SNELLマーク、ASTMマーク)のみが対象です。購入時によくご確認ください。④ 1,000人(申し込み先着順。ヘルメット利用者1人につき1回限り) ⑤ 市内店舗だけでなく、市外店舗やインターネットショップで購入した商品も対象。詳細は、公式ホームページ参照 ☎1012937 ⑥ 10月23日(月)～令和6年2月23日(金)必着の、郵送または直接持参で、購入した自転車用ヘルメットの購入日・購入価格・安全基準などが確認できる書類を、〒206-8666市役所東庁舎2階道路交通課 ☎(338)6826へ

たま広報
(令和5年10月20日号)

安全・安心

10月22日(日)～31日(火)は駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車の代わりに置こう 思いやり

自転車の放置で困っている人がいます。

○黄色い点字ブロックの上に自転車が置かれると、通行の妨げとなり、視覚に障害のある方が困ります。

○自転車が駅周辺道路に置かれると道幅が狭くなり、車いすやベビーカーを使っている方、高齢の方や子連れの方、駅周辺の店舗など、困る方がいます。

あなたが放置した自転車が思わぬ交通障害を生み出しているかもしれません。自転車を停める場合は、市の自転車駐車を利用してください。

放置禁止区域 羽村駅・小作駅を中心とする半径400m以内の区域

※放置された自転車や原動機付自転車は、自転車保管所へ移送します。移送した自転車などを引き取る際には、撤去手数料が必要となります。

※詳しくは、問い合わせください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係

☎216 / 羽村市自転車保管所

☎579 14815

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

更新日：2023年9月28日

自転車の 代わりに置こう 思いやり

令和5年10月22日（日曜日）から10月31日（火曜日）まで放置自転車問題を広く皆さんと考える機会として、毎年10月に都内で一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行っています。

市ではキャンペーン期間中に、駅周辺での放置自転車に対する啓発活動、および市条例に基づいた駅周辺の放置自転車撤去活動の強化をいたします。（駅中心から半径300メートルの範囲を自転車等放置禁止区域として指定しており、即日撤去の対象となります。）

放置自転車は歩行者や緊急自動車等の通行を妨げるとともに、街の美観を損ないます。買い物などの短時間でも指定された自転車駐車場等に駐輪してください。放置自転車のない安全な街になるようご理解・ご協力をお願いいたします。



第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーンPR動画

331 問 費 ※ 定



10月22日(日)～
31日(火)
第40回駅前放置自転車
クリーンキャンペーン

自転車や原付バイクを利用する方へ

○各駅から半径500メートル以内に住む方は、駅までの自転車・原付バイクの利用は控えましょう。

○駐車する際は、盗難防止のため2カ所施錠しましょう。撤去します

放置自転車・原付バイク

市の条例に基づき、駅中心から半径300mの範囲(若葉台駅のみ別途指定)を自転車等放置禁止区域として指定していま



▲点字ブロック付近に放置しないでください

※チェーン錠等で固定されている場合は、切断して撤去します(切断したチェーン錠等は補償しません)。点字ブロック付近に自転車を放置しないでください

点字ブロック(視覚障害者誘導用ブロック)付近に自転車を放置すると、目が自由な方の通行の妨げとなり大変危険です。絶対に放置しないでください。

管理課交通対策係

広報いなぎ
(令和5年10月15日号)

(西東京市)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 10月22日(日)~31日(火)

自転車の 代わりに置こう 思いやり

自転車やバイクなどは手軽な交通手段ですが、安易な気持ちで道路に置いてしまうと交通事故の要因になってしまうことがあります。

市ではキャンペーンに伴い、田無警察署や西武鉄道などと協力して、自転車の放置防止啓発活動を行うほか、放置されている自転車や原付バイクなどを撤去します。

各駅周辺に自転車などでお出掛けの際は、自転車駐車場をご利用ください。

放置自転車のない、きれいで、快

適なまちづくりにご協力をお願いします。

▶交通課

☎042-438-4057



東京都



広報西東京
(令和5年10月15日号)

(瑞穂町)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

期 間 10月22日(日)~31日(火)

放置自転車は、歩行者や緊急自動車などの通行を妨げるとともに、街の景観を損ないます。

▶駐輪場を利用しましょう

JR箱根ヶ崎駅に駐輪場を設置しています。定期利用の他、一時利用として1日100円で利用できます。

▶放置自転車は撤去します

駅周辺や路上など公共の場所に放置された自転車などは、条例に基づき撤去し、一定期間保管した後、引き取りがない場合は処分します。

※返還の際には保管手数料として自転車1,000円、原付バイク1,500円がかかります。

問合せ 安全・安心課 TEL557-7610

広報みずほ
(令和5年10月号)

(日の出町)

安全安心

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
「自転車の代わりに置こう 思いやり」

期 間 10月22日(日)~31日(火)

一人一人が自転車を放置しないよう駐輪マナーを守り、駐輪場や決められた場所に置きましょう。

問 生活安全安心課 防災・コミュニティ係

☎042(588)5067



広報日の出
(令和5年10月号)